

八王子市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

平成 21 年 1 月 15 日施行

平成 24 年 11 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術利用法」という。）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる申請等及び同法第 4 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等のうち、市税に係るものに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき市に対して行われる通知
処分通知等 処分（市長の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）

の通知その他の法令の規定に基づき市が行う通知

電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

電子証明書 次に掲げる電子証明書（市が情報通信技術利用法第 3 条第 1 項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書

イ 電子署名法第 8 条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が指定する電子証明書

プログラム 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるとともに組み合わせられたもの

(対象とする申請等)

第3条 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる申請等は、次の各号に掲げるものとする。

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第317条の6第1項及び第3項の規定による給与支払報告書の提出

法第317条の6第4項の規定による公的年金等支払報告書の提出

法第321条の5第3項の規定による届出書の提出

法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第21項から第23項まで及び第321条の13第1項の規定による法人市民税の申告書の提出

法第383条の規定による償却資産の申告書の提出

法第701条の46第1項及び第3項、第701条の47第1項及び第3項並びに第701条の49の規定による事業所税の申告書の提出

(市が指定する電子計算機)

第4条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第1項に規定する行政機関等の指定する電子計算機は、地方税ポータルシステム(一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税に係る手続を電子情報処理組織を使用して行うための電子計算機をいう。)とする。

(事前届出)

第5条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、名称及び所在地をあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、前項の申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

3 前2項の規定により届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを地方税ポータルシステムに送信しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号(地方税ポータルシステムの利用者を特定するため、当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(地方税ポータルシステムの利用者を特定する際の安全確保を目的として当該利用者に付与する符号をい

う。以下同じ。)を通知するとともに、第3条の申請等のための入出力用のプログラム(以下「入出力用プログラム」という。)を提供するものとする。

5 前項の識別符号、暗証符号及び入出力用プログラムは、地方税ポータルシステムの標準仕様に基づくものとする。

6 一般社団法人地方税電子化協議会に参加する本市以外の団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている者が第1項の届出を行うときは、第3項の規定にかかわらず、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を要しない。この場合において、市長は、第4項の規定による識別符号及び暗証符号の通知並びに入出力用プログラムの提供を行わないものとする。

7 第1項の規定により届出をした者は、名称又は所在地に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、入出力プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、地方税ポータルシステムと電気通信回線を通じて通信する機能を備えた電子計算機から、当該申請等について地方税法又は地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)の規定において書面等に記載すべきとされている事項並びに前条第4項又は第6項に規定する識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

2 この要綱による改正後の八王子市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱第3条第4号から第6号までの規定は、平成23年12月19日から適用する。